

# 償却資産申告の手引き

常総市役所

税務課



なんか、いいかも。

常総市

## 1. 償却資産について

### ●償却資産とは

償却資産（事業資産）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象のひとつです。

法人や個人で工場や商店等経営している方が、その事業のために用いることができる資産をいいます。

償却資産は土地や家屋と違い登記制度がないため事業用資産を所有している方は申告が必要です。

### ●申告の対象となる資産

毎年1月1日現在、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。（地方税法第341条第4号）

下記の資産も申告対象となります。

- ①償却済資産
- ②簿外資産
- ③遊休資産
- ④未稼働資産
- ⑤赤字決算のため減価償却を行っていない資産
- ⑥資産の所有者が事業として他人に貸し付けている資産
- ⑦従業員の福利厚生施設の構築物及び器具备品

### ●申告の対象とならない資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- ②無形減価償却資産
- ③繰延資産
- ④耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、税務会計上で一時に損金に算入しているもの
- ⑤取得価額が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑥法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が20万円未満のもの（地方税法施行令第49条ただし書）

## ●償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類		対象となる主な償却資産の例示
1	構 築 物	舗装工事、外溝工事、門、塀、フェンス、庭園、屋上看板、広告塔、独立キャノピー、サイロ、焼却炉、下水道接続工事、架台、屋外配管等
	建 物 附 帯 設 備	受変電設備、給排水・衛生・ガス設備、壁面サイン工事、賃借人テナント施工の内装等
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、製造加工機械、建設機械、ドローン、太陽光発電設備等
3	船	モーターボート、ヨット、漁船、貨物船、客船、釣船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(自動車・軽自動車税対象を除く)、各種運搬具等
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、LAN設備、医療用機器、理容・美容器具、立看板、厨房機器、冷凍・冷蔵庫、ロッカー、机・椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、放送機器、レジスター、自動販売機等

業 種 名	対象となる主な償却資産の例示
各 業 種 に 共 通	駐車場設備、変受電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、LAN配線、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備(屋根材一体型を除く)等
農 業 ・ 畜 産 業	脱穀機、糶摺り機、乾燥機、動噴、噴霧器、ビニールハウス、畜舎(家屋対象は除く)、自動選別器、大型特殊自動車(自動車税・軽自動車税対象となるトラクター、田植え機、コンバイン等は除く)等
製 造 業	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵機、冷凍庫等
飲 食 業	接客用家具及び備品、自動販売機、自動食器洗浄器、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
自 動 車 整 備 業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、ジャッキ、コンプレッサー、卓上ボール盤、溶接機等
ガソリン販売業	洗車機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、スポットライト、投光器、自動販売機、独立キャノピー等
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
医 療 業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、医療ガス設備、各種キャビネット等
不 動 産 賃 貸 業	駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備(植木等)、フェンス、側溝、電力引込線、エアコン、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、電波障害対策用アンテナ、集合郵便受け、室外機、集合郵便受け、宅配ボックス等
駐 車 場 業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)等
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、ネオンサイン、スポットライト等
太 陽 光 発 電 事 業	太陽光パネル、フェンス、蓄電池設備、パネル用架台、防犯用監視カメラ等

## ●自動車・軽自動車税対象と償却資産対象について

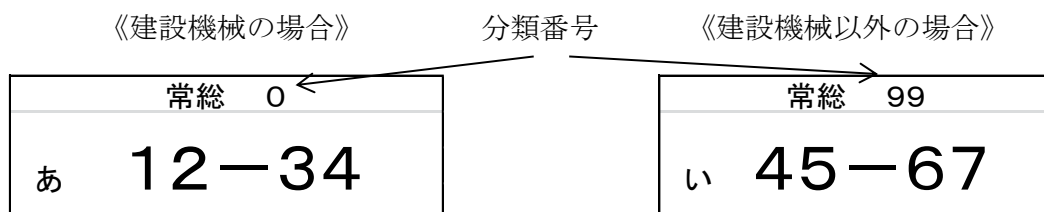
自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
建設機械関係	ショベル・ローダー、ローラ、ロード・ローラー、グレーダー、ロード・スタビライザー、スクレーパー、ロータリー除雪自動車、アスファルト・フィニッシャー、タイヤ・ドーザー、モーター・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・プレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車大きさが右欄に該当するものうち最高速度が15Km/時以下のもの				小型特殊自動車	非該当
	自動車大きさが右欄に該当するものうち最高速度が15Km/時を超えるもの	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	大型特殊自動車	該当	
	上記以外のもの						
農業用機械関係	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車(乗用)、刈取脱穀作業車、田植え機、コンバイン及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35Km/時未満のもの	/	/	/	小型特殊自動車	非該当
		最高速度35Km/時以上のもの	/	/	/	大型特殊自動車	該当
ポール・トレーラー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	該当	

※上記表の建設機械関係の自動車の場合は、最高速度15Km/時以下、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

※農業用機械関係の自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35Km/時以上であれば、大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

### 【参考】大型特殊自動車の分類番号

- 分類番号 0、00～09、000～099  
 ……大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの
- 分類番号 9、90～99、900～999  
 ……大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの



## 2. 法人税・所得税（国税）との比較について

### ●償却資産に対する課税と法人税法・所得税法（国税）との比較

項 目	固定資産税(償却資産)の取り扱い	法人税法・所得税法(国税)の取り扱い
償却計算の基準	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める減価率 (法人税法等の旧定率法と同減価率)	定率法, 定額法の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます
耐用年数の短縮	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	原則区分評価だが一部合算も可

※減価償却の方法で、国税（法人税・所得税）は平成19年度税制改正により減価償却制度の抜本的な改正が行われています。

※圧縮記帳とは、国庫補助金等で取得した資産の価額から譲渡益等の相当額を控除した額を取得価額とすることです。固定資産税では圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。

※特別償却とは、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度です。固定資産税では特別償却は認められていませんので、申告の対象になります。

※割増償却とは、普通償却のほかに、事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度です。

※増加償却とは、通常の使用時間を超えて機械及び装置を使用した場合、その平均的な使用時間を超えて使用した分、一時的に償却を増加させることです。

※耐用年数の短縮とは、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合に、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の未経過使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度です。

※改良費とは、取付や取替等で資産の耐用年数を延長又は価額を増加させるものであり、能力維持のための支出は修繕費となります。

### 3. 家屋と償却資産の区分について

#### ●家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区別

##### 家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、消火設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等（例）埋込式エアコン、屋内の証明設備（照明器具、配線、配管）

##### 償却資産として取り扱うもの

独立した機械としての性格が強いもの、取外しが容易で別の場所へ自在に移動できるもの、屋外に設置されているもの（構造的に家屋と一体になっていないもの）、顧客に対するサービス設備としての性格の強いもの、特定の生産又は業務用設備。

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
受変電設備		自家用発電設備・受変電設備
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産又は業務用設備
電灯証明設備	屋内証明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分類している屋外照明設備
電話設備	配線・配管	電話機、交換機等の装置・器具類
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類
消火装置	消火栓設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース・ノズル、消火器
中央監視装置		中央監視装置
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	
し尿浄化設備	家屋と一体となっている設備	左記以外の設備
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（取外し可能なもの）
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備
運搬設備	エレベーター、小荷物専用上昇機、エスカレーター設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置
間仕切り	安易に取外せないもの	つい立て程度のもの

※上記はあくまでも参考であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。また、「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて」いることに特に留意をしてください。

## 4. 償却資産の評価と課税について

### ●評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

#### ◆前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{減価残存率} \\ (1 - \text{減価率} / 2) \end{array}} = \boxed{\text{評価額}}$$

#### ◆前年前に取得した資産

$$\boxed{\text{前年度の取得価額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{減価残存率} \\ (1 - \text{減価率}) \end{array}} = \boxed{\text{評価額}}$$

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

### ●減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1 - 減価率 / 2	1 - 減価率			1 - 減価率 / 2	1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943
				40	0.056	0.972	0.944

●課税標準額の算出方法

各資産の評価額の合計（決定価格）が課税標準額となります。

ただし、課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

●免税点

課税標準額が150万円未満の場合は免税点となり課税はされません。

ただし、課税標準額が150万円未満であっても償却資産の申告は必要になります。

●税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額	×	税率（1.4%）	=	税額
-------	---	----------	---	----

資産の名称	取得時期	取得価額	耐用年数	課税年度評価額	評価額の合計
舗装路面 (アスファルト舗装)	前年	1,800,000円	10年	1800,000円 × 0.897 = <b>1,614,600円</b> 取得価格 × 減価残存率 = 課税年度評価額	<b>2,129,503円</b> 課税年度評価額の 合計
通信業用設備	2年前	750,000円	9年	750,000円 × 0.887 = <u>665,250円</u> 取得価額 × 減価残存率 × 前年度評価額 <u>665,250円</u> × 0.774 = <b>514,903円</b> 前年度評価額 × 減価残存率 × 課税年度評価額	



※課税標準の特例の適用がない資産の場合	課税標準額
評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額	<b>2,129,503円</b>



課税標準額 2,129,503円	×	税率 1.4%	=	税額 29,813円	税額
					<b>29,800円</b>

※税額は100円未満切捨